

新	旧
約款・規定集	約款・規定集
目次	目次
○最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	○最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
○募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針・・・・・・ 5	○募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針・・・・・・ 5
証券取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	証券取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33	保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
外国証券取引アカウント約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39	外国証券取引アカウント約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57	信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
外国株式信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67	外国株式信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76	株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
特定管理口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98	特定管理口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・・・・・・・・・・ 100	特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・・・・・・・・・・ 100
株式累積投資約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103	株式累積投資約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
<u>外国株式累積投資約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110</u>	<u>(新設)</u>
非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款・・・・ 117	非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款・・・・ 110
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款・・・・・・・・ 127	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款・・・・・・・・ 120

最良執行方針	最良執行方針
<p>(1. 省略)</p>	<p>(1. 省略)</p>
<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p>	<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p>
<p>(1) 上場株券等</p>	<p>(1) 上場株券等</p>
<p>当社は、お客様からいただいた注文 <u>(株式累積投資を除く。)</u> に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、全て委託注文として、金融商品取引所への注文の取次ぎについて契約を締結している金融商品取引業者（母店）を経由して取引所金融商品市場に取次ぐこととし、PTS（電子情報処理組織を利用した取引場所）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱はいたしません。</p>	<p>当社は、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、全て委託注文として、金融商品取引所への注文の取次ぎについて契約を締結している金融商品取引業者（母店）を経由して取引所金融商品市場に取次ぐこととし、PTS（電子情報処理組織を利用した取引場所）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱はいたしません。</p>
<p>(以下、省略)</p>	<p>(以下、省略)</p>
<p>(3. 省略)</p>	<p>(3. 省略)</p>
<p>4. その他</p>	<p>4. その他</p>
<p>(1)次に掲げる取引については、2に掲げる方法によらず、以下に記載した方法により執行いたします。</p>	<p>(1)次に掲げる取引については、2に掲げる方法によらず、以下に記載した方法により執行いたします。</p>
<p>①お客様から執行方法に関するご指示（執行する取引所金融商品市場のご希望）があった取引…当該ご指示いただいた執行方法</p>	<p>①お客様から執行方法に関するご指示（執行する取引所金融商品市場のご希望）があった取引…当該ご指示いただいた執行方法</p>
<p>②取引約款、<u>株式累積投資</u>等において執行方法を特定している取引…当該執行方法</p>	<p>②取引約款等において執行方法を特定している取引…当該執行方法</p>
<p>③単元未満株の取引…発行会社へ買取請求の方法</p>	<p>③単元未満株の取引…発行会社へ買取請求の方法</p>
<p>(以下、省略)</p>	<p>(以下、省略)</p>

<p>以上 令和8年4月5日 改訂</p>	<p>以上</p>
<p>募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針 (内容省略)</p>	<p>募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針 (内容省略)</p>
<p>証券取引約款</p>	<p>証券取引約款</p>
<p>(第1条～ 省略)</p> <p>第2条 (金融商品の取引)</p> <p>1. お客様は、本サービスを利用し、有価証券の保護預り取引、国内証券取引、外国証券取引、株式累積投資、<u>外国株式累積投資</u>、信用取引、外国株式信用取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、又はそれらを組み合わせた取引等（以下、「本取引」といいます。）を行うことができます。 (以下、省略)</p> <p>(第3条～第5条 省略)</p> <p>第6条 (アカウント登録及び本サービスの利用)</p> <p>1. お客様は、本サービス及び本取引の内容を十分に理解し、本約款に記載されている事項及びその他当社の定める約款・規則（保護預り約款、外国証券取引アカウント約款、信用取引口座約款、外国株式信用取引口座約款、株式累積投資約款、<u>外国株式累積投資約款</u>及び振替決済口</p>	<p>(第1条 省略)</p> <p>第2条 (金融商品の取引)</p> <p>1. お客様は、本サービスを利用し、有価証券の保護預り取引、国内証券取引、外国証券取引、株式累積投資、信用取引、外国株式信用取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、又はそれらを組み合わせた取引等（以下、「本取引」といいます。）を行うことができます。 (以下、省略)</p> <p>(第3条～第5条 省略)</p> <p>第6条 (アカウント登録及び本サービスの利用)</p> <p>1. お客様は、本サービス及び本取引の内容を十分に理解し、本約款に記載されている事項及びその他当社の定める約款・規則（保護預り約款、外国証券取引アカウント約款、信用取引口座約款、外国株式信用取引口座約款、株式累積投資約款及び振替決済口座管理約款等）等（以</p>

<p>座管理約款等)等(以下、「本約款等」といいます。)に同意の上、当社が提供するウェブ上の登録フォームに必要事項を入力し、当社所定の本人確認書類及びマイナンバー確認書類を添えて、当社に対してアカウント登録の申込みを行います。お客様は、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。ただし、ウェブ上の登録フォームに代えて当社所定の申込書に必要事項を記入して利用申込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合、アカウント登録及び本サービスの利用開始を認める場合があります。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. アカウント登録の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、本約款等に基づき、お客様は当社が本取引アカウントの登録を承諾した場合に限り、下記取引を行うことができます。</p> <p>(1) 保護預り取引 (2) 国内証券取引 (3) 外国証券取引 (4) 株式累積取引 (5) 外国株式累積投資 (6) 信用取引 (7) 外国株式信用取引 (8) 振替決済口座取引 (9) 前項各号を組み合わせた取引 (以下、省略)</p> <p>(第7条～第11条の3 省略)</p>	<p>下、「本約款等」といいます。)に同意の上、当社が提供するウェブ上の登録フォームに必要事項を入力し、当社所定の本人確認書類及びマイナンバー確認書類を添えて、当社に対してアカウント登録の申込みを行います。お客様は、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。ただし、ウェブ上の登録フォームに代えて当社所定の申込書に必要事項を記入して利用申込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合、アカウント登録及び本サービスの利用開始を認める場合があります。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. アカウント登録の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、本約款等に基づき、お客様は当社が本取引アカウントの登録を承諾した場合に限り、下記取引を行うことができます。</p> <p>(1) 保護預り取引 (2) 国内証券取引 (3) 外国証券取引 (4) 株式累積取引 <u>(新設)</u> (5) 信用取引 (6) 外国株式信用取引 (7) 振替決済口座取引 (8) 前項各号を組み合わせた取引 (以下、省略)</p> <p>(第7条～第11条の3 省略)</p>
--	--

<p>第 11 条の 4 (株式累積投資)</p> <p>1. お客様が第 6 条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、株式累積投資<u>アカウント</u>が開設されます。</p> <p>2. 株式累積投資については、当社「株式累積投資約款」の定めに従い取扱うものとします。</p> <p><u>第 11 条の 5 (外国株式累積投資)</u></p> <p><u>1. お客様が第 6 条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、外国株式累積投資アカウントが開設されます。</u></p> <p><u>2. 外国株式累積投資については、当社「外国株式累積投資約款」の定めに従い取扱うものとします。</u></p> <p>(第 12 条～第 55 条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 8 年 4 月 5 日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>(第 1 条～第 6 条 省略)</p> <p>第 6 条の 2 (当社への届出事項)</p> <p>(1. 省略)</p> <p>2. お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下、「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等</p>	<p>第 11 条の 4 (株式累積投資)</p> <p>1. お客様が第 6 条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、株式累積投資<u>口座</u>が開設されます。</p> <p>2. 株式累積投資については、当社「株式累積投資約款」の定めに従い取扱うものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第 12 条～第 55 条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>(第 1 条～第 6 条 省略)</p> <p>第 6 条の 2 (当社への届出事項)</p> <p>(1. 省略)</p> <p>2. お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下、<u>第 23 条を除き</u>「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国</p>
--	--

<p>である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>(第7条～第22条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>令和8年4月5日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">外国証券取引アカウント約款</p> <p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>1. この外国証券取引アカウント約款 (以下、「本約款」といいます。) は、お客様と当社との間で行う外国証券 (日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。) の取引 (<u>外国株式累積投資を除く。</u>以下、「本取引」といいます。) に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第2条～第7条 省略)</p> <p>第8条 (配当等の処理)</p> <p>(1. ～6. 省略)</p>	<p>人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>(第7条～第22条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">外国証券取引アカウント約款</p> <p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>1. この外国証券取引アカウント約款 (以下、「本約款」といいます。) は、お客様と当社との間で行う外国証券 (日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。) の取引 (以下、「本取引」といいます。) に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第2条～第7条 省略)</p> <p>第8条 (配当等の処理)</p> <p>(1. ～6. 省略)</p>
---	---

<p><u>7. 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p> <p>第9条（新株予約権等その他の権利の処理） (1. (1)～(4) 省略) (5) 第1号イ)、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ)並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第7項の規定はその支払いについて準用</u>します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第10条～第48条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>令和8年4月5日 改訂</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第9条（新株予約権等その他の権利の処理） (1. (1)～(4) 省略) (5) 第1号イ)、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ)並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第10条～第48条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>附則<u>(令和8年4月5日)</u></p> <p><u>1. 本改訂による第8条第7項（第9条第1項第5号において準用する場合を含む。）の改訂は、令和12年10月1日より施行する。</u></p> <p><u>2. 改訂後の第8条第7項（第9条第1項第5号において準用する場合を含む。）の規定は、この改訂規程施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第1号イ)、第2号及び第3号により売却処分した代金）についても適用する。</u></p>	<p>附則<u>(新設)</u></p>

<p>信用取引口座約款 (内容省略)</p> <p>外国株式信用取引口座約款 (内容省略)</p> <p>株式等振替決済口座管理約款 (内容省略)</p> <p>特定管理口座約款 (内容省略)</p> <p>特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 (内容省略)</p> <p>株式累積約款</p> <p>第1条 (約款の趣旨) 1. この株式累積投資約款 (以下、「本約款」といいます。) は、お客様が株式会社 DMM. com 証券 (以下、「当社」といいます。) が提供するインターネット等を利用したオンライン株式累積投資サービス (<u>外国株式累積投資を除く</u>。以下、「本サービス」といいます。) に関する権利義務関係及び本サービスの利用に関する取り決めです。</p>	<p>信用取引口座約款 (内容省略)</p> <p>外国株式信用取引口座約款 (内容省略)</p> <p>株式等振替決済口座管理約款 (内容省略)</p> <p>特定管理口座約款 (内容省略)</p> <p>特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 (内容省略)</p> <p>株式累積約款</p> <p>第1条 (約款の趣旨) 1. この株式累積投資約款 (以下、「本約款」といいます。) は、お客様が株式会社 DMM. com 証券 (以下、「当社」といいます。) が提供するインターネット等を利用したオンライン株式累積投資サービス (以下、「本サービス」といいます。) に関する権利義務関係及び本サービスの利用に関する取り決めです。</p>
--	---

<p>2. 当社に本サービス利用のための取引アカウント（以下、「本取引アカウント」といいます。）を開設するにあたり、金融商品取引法その他関係法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の規則等を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾しこれを証するため、別途、必要となる書面、又は電子的方法により、その内容に同意するものとします。</p> <p>（第2条 省略）</p> <p>第3条（金銭の払込み）</p> <p>（1.～2. 省略）</p> <p>3. お客様は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込金の額を変更することができます。なお、毎営業日15時<u>30分より前の時点まで</u>に受け付けた変更の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた変更の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第4条（払込みの休止・再開）</p> <p>1. お客様は、所定の手続きによって当社に払込みの休止を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込みを休止することができます。なお、毎営業日15時<u>30分より前の時点まで</u>に受け付けた休止の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた休止の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。また、第3条に定める自動振替におい</p>	<p>2. 当社に本サービス利用のための取引アカウント（以下、「本取引アカウント」といいます。）を開設するにあたり、金融商品取引法その他関係法令並びに日本証券業協会及び金融取引所の規則等を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾しこれを証するため、別途、必要となる書面、又は電子的方法により、その内容に同意するものとします。</p> <p>（第2条 省略）</p> <p>第3条（金銭の払込み）</p> <p>（1.～2. 省略）</p> <p>3. お客様は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込金の額を変更することができます。なお、毎営業日15時<u>29分まで</u>に受け付けた変更の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた変更の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第4条（払込みの休止・再開）</p> <p>1. お客様は、所定の手続きによって当社に払込みの休止を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込みを休止することができます。なお、毎営業日15時<u>29分まで</u>に受け付けた休止の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた休止の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。また、第3条に定める自動振替において、証券取引ア</p>
--	---

<p>て、証券取引アカウント内の引き出し可能な金銭が払込金の額に不足する等により、同一銘柄の自動振替が2回連続で実行できなかった場合、当社は当該銘柄に係る自動振替及び買付を休止いたします。</p> <p>2. 前項の場合、所定の手続きによって当社に払込みの再開を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込みの再開をすることができます。なお、毎営業日15時<u>30分より前の時点まで</u>に受け付けた再開の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた再開の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</p> <p>第5条（買付株式の選定）</p> <p>(1.～2. 省略)</p> <p>3. お客様は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも積立プランを変更することができます。なお、毎営業日15時<u>30分より前の時点まで</u>に受け付けた変更の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた変更の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</p> <p>(第6条～第7条 省略)</p> <p>第8条（持分）</p> <p>(1.～2. 省略)</p>	<p>アカウント内の引き出し可能な金銭が払込金の額に不足する等により、同一銘柄の自動振替が2回連続で実行できなかった場合、当社は当該銘柄に係る自動振替及び買付を休止いたします。</p> <p>2. 前項の場合、所定の手続きによって当社に払込みの再開を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込みの再開をすることができます。なお、毎営業日15時<u>29分まで</u>に受け付けた再開の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた再開の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</p> <p>第5条（買付株式の選定）</p> <p>(1.～2. 省略)</p> <p>3. お客様は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも積立プランを変更することができます。なお、毎営業日15時<u>29分まで</u>に受け付けた変更の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた変更の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</p> <p>(第6条～第7条 省略)</p> <p>第8条（持分）</p> <p>(1.～2. 省略)</p>
--	--

<p>3. <u>買付けた</u>株式の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式に係る権利については当該株式の買付日よりお客様に帰属するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第9条～第12条 省略)</p> <p>第13条 (選定銘柄の除外)</p> <p>1. 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当該選定除外銘柄の共有持分を有するお客様に通知するものとします。</p> <p>(1) 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による会社の更生、再生若しくは破産をすることとなったとき又は営業活動を停止したとき</p> <p>(2) 当該選定銘柄が上場廃止 (<u>整理銘柄</u>)、上場廃止猶予期間入り又は<u>監理銘柄</u>になったとき</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 一定期間売買取引が成立しない等その他当社が必要と認めるとき</u></p> <p><u>(4) 当社の定める基準に該当しなくなったとき</u></p> <p>2. 前項の規定により選定銘柄が除外された場合には、原則として、第9条の規定に準じて速やかにお客様の当該選定銘柄に係る持分を換金のうち当該お客様の証券取引アカウントに支払うものとします。また、当該お客様の本取引アカウントに当該選定銘柄の買付けに係る払込金等があるときは、併せて<u>お客様</u>の証券取引アカウントに支払うものとしま</p>	<p>3. <u>当該</u>株式の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式に係る権利については当該株式の買付日よりお客様に帰属するものとします</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第9条～第12条 省略)</p> <p>第13条 (選定銘柄の除外)</p> <p>1. 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当該選定除外銘柄の共有持分を有するお客様に通知するものとします。</p> <p>(1) 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による会社の更生、再生若しくは破産をすることとなったとき又は営業活動を停止したとき</p> <p>(2) 当該選定銘柄が上場廃止、上場廃止猶予期間入り又は<u>整理銘柄</u>になったとき</p> <p><u>(3) 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となり、1年間経過したとき</u></p> <p><u>(4) 一定期間売買取引が成立しない等その他当社が必要と認めるとき</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. 前項の規定により選定銘柄が除外された場合には、原則として、第9条の規定に準じて速やかにお客様の当該選定銘柄に係る持分を換金のうち当該お客様の証券取引アカウントに支払うものとします。また、当該お客様の本取引アカウントに当該選定銘柄の買付けに係る払込金等があるときは、併せて<u>顧客</u>の証券取引アカウントに支払うものとします。</p>
---	--

<p>す。</p> <p>第14条（積立プランの解約等）</p> <p>1. お客様は、所定の手続きによって当社に積立プランの解約を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも積立プランを解約することができます。なお、毎営業日15時<u>30分より前の時点まで</u>に受け付けた解約の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた解約の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</p> <p>2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧客の積立プランを解約することができるものとします。</p> <p>(1)お客様の払込金が引続き1ヵ年を超えて払込まれなかったとき</p> <p>(2)積立プランの指定銘柄が第13条の規定に従い選定銘柄から除外されたとき</p> <p>(3)当社が株式の累積投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>3. 本約款に基づく契約の解約については、<u>「証券取引約款」第45条及び第47条を準用するものとします。</u></p> <p>(第15条～第18条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">令和8年4月5日 改訂</p> <p style="text-align: center;"><u>外国株式累積投資約款</u></p> <p><u>第1条（約款の趣旨）</u></p>	<p>第14条（積立プランの解約等）</p> <p>1. お客様は、所定の手続きによって当社に積立プランの解約を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも積立プランを解約することができます。なお、毎営業日15時<u>29分まで</u>に受け付けた解約の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた解約の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</p> <p>2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧客の積立プランを解約することができるものとします。</p> <p>(1)お客様の払込金が引続き1ヵ年を超えて払込まれなかったとき</p> <p>(2)積立プランの指定銘柄が第13条の規定に従い選定銘柄から除外されたとき</p> <p>(3)当社が株式の累積投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>3. 本約款に基づく契約の解約については、<u>本約款の定めるところによります。</u></p> <p>(第15条～第18条 省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

<p>1. この外国株式累積投資約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が株式会社 DMM.com 証券（以下、「当社」といいます。）が提供するインターネット等を利用したオンライン外国株式累積投資サービス（株式累積投資を除く。以下、「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係及び本サービスの利用に関する取り決めです。</p> <p>2. 当社に本サービス利用のための取引アカウント（以下、「本取引アカウント」といいます。）を開設するにあたり、金融商品取引法その他関係法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所（外国の金融商品取引所を含む。以下同じ。）の規則等を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾しこれを証するため、別途、必要となる書面、又は電子的方法により、その内容に同意するものとします。</p>	
<p><u>第2条（本サービスの利用）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>1. お客様は、当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り本サービスを開始することができます。</p>	
<p><u>第3条（金銭の払込み）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>1. お客様は、外国株式累積投資に係る外国株式の買付けにあてるため、当社に外国株式累積投資利用のための本取引アカウントを開設し、一銘柄につき1回当たりあらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「払込金」という。）を証券取引アカウントから自動振替により本取引アカウントに払込むものとします。当該自動振替処理は原則としてお客様の指定した外国株式累積投資に係る買付け日の前営業日16時30分頃に行うものとします。</p> <p>2. お客様の一銘柄に対する払込金の額は、1,000円以上1円単位</p>	

<p><u>の金額で、かつ一月当たり200万円未満の金額とします。</u></p> <p><u>3. お客様は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込金の額を変更することができます。なお、毎営業日15時30分より前の時点までに受け付けた変更の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた変更の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</u></p> <p><u>4. お客様が2以上の銘柄を指定銘柄とするときには、指定銘柄ごとに払込金の額をあらかじめ申し出るものとします。</u></p>	
<p><u>第3条の2（外国証券の累積投資に係る為替取引）</u></p> <p><u>1. 外国株式累積投資に係る売買代金、配当金、権利交付金等の果実及び新株予約権の売却代金は、すべて円貨によるものとし、外国株式累積投資に係る外国株式の売買、配当金、権利交付金等の果実及び新株予約権の売却代金の円転のための為替取引は当社が行うものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の為替取引のうち、外国株式の買付に係る為替取引については、為替取引のコストとして1ドルあたり25銭を払込金から徴収するものとし、外国株式の売却に係る為替取引のコストについては、第9条の定めによるものとします。なお、配当金、権利交付金等の果実及び新株予約権の売却代金の円転における為替取引のコストは当社が負担するものとします。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>第4条（払込みの休止・再開）</u></p> <p><u>1. お客様は、所定の手続きによって当社に払込みの休止を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込みを</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

<p><u>休止することができます。なお、毎営業日15時30分より前の時点までに受け付けた休止の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた休止の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。また、第3条に定める自動振替において、証券取引アカウント内の引き出し可能な金銭が払込金の額に不足する等により、同一銘柄の自動振替が2回連続で実行できなかった場合、当社は当該銘柄に係る自動振替及び買付を休止いたします。</u></p> <p><u>2. 前項の場合、所定の手続きによって当社に払込みの再開を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも払込みの再開をすることができます。なお、毎営業日15時30分より前の時点までに受け付けた再開の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた再開の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</u></p> <p><u>第5条（買付株式の選定）</u></p> <p><u>1. 外国株式累積投資において買付けのできる株式は、当社が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。</u></p> <p><u>2. お客様は、当該お客様が選定銘柄の中から指定した一の銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）について、つみたて金額、つみたて指定日及び口座区分等の外国株式累積投資に係るプラン（以下「積立プラン」という。）を設定の上、買付けの申込みを行うものとします。ただし、一のお客様に係る積立プランの数は、当社が定める積立プラン数を超えることはできません。</u></p> <p><u>3. お客様は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも積立プランを変更するこ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
---	--------------------

<p><u>とができます。なお、毎営業日15時30分より前の時点までに受け付けた変更の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた変更の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</u></p>	
<p><u>第6条（買付けの方法）</u></p> <p><u>1. 当社は、お客様の一の指定銘柄の払込金（払込金から為替取引のコストを控除した金額とします。以下、本条、第7条（第10項を除く）及び第8条において同じ。）と株式累積投資契約を締結し同一の銘柄を指定された他のお客様の払込金を合算した金額をもって、原則として取次金融機関（以下、「取次証券会社」といいます。）を介して、当社が選定銘柄ごとにあらかじめ指定した外国の金融商品取引所が開設する外国の取引所金融商品市場等（以下「指定金融商品取引所」といいます。）において、当該指定銘柄の株式の共同買付けを行います。</u></p> <p><u>2. 当社は、前項の規定にかかわらず、全顧客の払込金の総額により買付けを行うことが可能な当該指定銘柄の総株数に対し、当社の外国株式累積投資用自己名義（以下、「当社名義」といいます。）において保有する株式と対当させることが可能な場合には、当社内で当該指定銘柄の株式の共同買付けに対当させることができます。</u></p> <p><u>3. 前2項の買付けに際し、全顧客の払込金の総額について株式の買付に1株に満たない株式が生ずるときは、当社がその差額を払込むことによりお客様と共同して買付けるものとします。</u></p> <p><u>4. 買付けに際しお客様から徴収する買付手数料は無料です。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>第7条（買付時期及び価額）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

<p>1. <u>お客様は、積立プランごとに次の各号のいずれかの買付日を指定するものとします。なお、お客様は、当社所定の方法により増額日設定を年2回まで設定することができます。</u></p> <p><u>(1) 毎営業日</u> <u>(2) 毎週（曜日指定）</u> <u>(3) 毎月（日付指定）</u> <u>(4) 2ヶ月毎（日付指定）</u> <u>(5) 3ヶ月毎（日付指定）</u> <u>(6) 4ヶ月毎（日付指定）</u></p> <p>2. <u>当社は、お客様からの払込金の受入に基づいて生じた預り金をもって買付けを行う場合は、前項で指定された買付日（以下「買付指定日」といいます。）に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行で、買付注文の執行を行います。</u></p> <p>3. <u>当社は、お客様からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって行う買付けに対し当社内で対当させる場合は、原則として買付指定日に指定金融商品取引所における始値で、当社名義において保有する当該銘柄に対し対当させることにより、買付注文の執行を行います。</u></p> <p>4. <u>第1項(2)から(6)の買付指定日が休場の場合は、当社は、当該買付指定日の翌営業日に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行で、買付注文の執行を行うものとします。</u></p> <p>5. <u>第2項の買付について、売買取引が成立しない場合には、当社は翌営業日に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行で、買付注文の執行を行うものとします。また、翌営業日以降、売買取引が成立しない場合も、同様の方法で買付注文の執行を行うものとします。</u></p>	
---	--

<p>6. <u>第2項の買付について、当該買付銘柄の価格下落等により、当社の発注した株数等が、当該買付銘柄を指定銘柄とする顧客の払込金を合算した金額をもって買付けるべき株数等に不足した場合には、当社は、当該不足分について買付注文の執行を遅滞なく行うものとし</u>ます。</p> <p>7. <u>第5項及び第6項の場合において、一の指定銘柄について、約定単価が複数となった場合には、お客様の当該指定銘柄の買付価格はその加重平均価格と</u>します。</p> <p>8. <u>当社は、買付ける銘柄について売買規制等により第2項から第6項までに定める買付注文の執行ができない場合は、当該買付注文の執行が可能となったときに遅滞なく買付注文の執行を行うものとし</u>ます。なお、<u>自動振替処理が2回連続実行できなかった積立プランについて、当社は当該積立プランを自動休止いた</u>します。</p> <p>9. <u>本条における買付注文の執行について、発注株数等執行方法は、当社が別途定める方法によるものとし</u>ます。</p> <p>10. <u>当社は、当該お客様の証券取引アカウント内の引き出し可能な金銭が払込金の額に不足する場合は、当該払込金の額が不足した積立プランに係る当該買付指定日の自動振替及び買付けを行わないものとし</u>ます。<u>お客様が2以上の積立プランを設定している場合において、同一営業日に2以上の積立プランの自動振替が行われる場合は、積立プラン設定時期の古いものから順に自動振替を行うものとし</u>ます。</p>	
<p><u>第8条 (持分)</u></p> <p>1. <u>お客様は、買付けた株式につき共同して所有権を有し、払込金の割合に応じて持分を有することとし</u>ます。この場合、<u>第6条第3項によ</u>って当社が払込む差額については、その金額の割合に応じて当社の持分と</p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p>します。</p> <p>2. お客様の持分は、原則として、1株に満たない端数株式について小数点以下第10位を切り上げて確定します。</p> <p>3. 買付けた株式の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式に係る権利については当該株式の買付日よりお客様に帰属するものとします。</p> <p>4. 外国株式累積投資契約に基づく1株未満の株式名義は当社名義とします。</p> <p>5. 第1項から第3項にかかわらず、当社名義の株式に係る発行会社に対する権利の行使の可否については当社の判断において行うものとします。なお、お客様は、当該株式に係る発行会社の各株主総会における議決権の行使について、当社に対して何らの指示も与えることはできません。</p> <p>6. お客様は、当社名義の株式のお客様に係る持分について、当社に対して次に掲げる事項の請求はできません。</p> <p>(1) お客様の本取引アカウント以外のアカウント残高との合算</p> <p>(2) お客様の本取引アカウント以外のアカウントへの振替指図</p> <p>(3) 当社又は第三者への質権その他の担保権の設定</p> <p><u>第9条（売却）</u></p> <p>1. 当社がお客様より売却の申込みを受けたときには、当社がその相手となって当該お客様の当該持分を買取るものとします。</p> <p>2. 前項において、外国株式累積投資契約に基づき買付けを行った株式の持分のうち当該買付注文の約定日に買付約定した当該持分について当該約定日と同日において売却の申込みはできません。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

3. 第1項における当社の買取価額は、原則として、売却申込日の翌営業日における始値に買取株数を乗じた金額から買取手数料に消費税等を加えた金額を控除し、当該価額から1ドルあたり25銭を為替取引のコストとして控除した価額とします。買取価格に小数点以下が生じた場合は小数点第1位を切り捨ていたします。なお、買取価格が1円に満たない場合はお客様へお支払いはいたしません。
4. 前項における買取手数料の額は、当社の定める所定の手数料額とします。
5. 第1項の買取に際して、当社は当該株式の売買単位未満の持分の売却の申込み以外受付けません。
6. 当社がお客様から売却の申込みを受け、当社が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額を、買取日から起算して3営業日目に当該お客様の証券取引アカウントに日本円でお支払いします。

第10条 (株式の管理)

1. 外国株式累積投資契約によって買付けた株式は、これを他の契約により管理する株式と併せて管理します。
2. お客様は、外国株式累積投資契約以外によって取得した株式を、外国株式累積投資契約に基づく株式として、当社に開設した本取引アカウントに記載又は記録することはできません。ただし、当該株式を本取引アカウントに記載又は記録することが適当であると当社が特に認める場合は、この限りではありません。
3. 当社は、当該株式を取次証券会社で管理することが出来るものとします。
4. 第1項により管理する株式については、次の事項につき本約款によ

(新設)

<p><u>りお客様のご同意をいただいたものとしてお取り扱いします。</u></p> <p><u>(1) お預りした株式と同銘柄の株式に対し、その株数に応じて共有権又は準共有権を取得すること。</u></p> <p><u>(2) お預りしている株式を返還又は売却換金するときは、同銘柄の株式をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。</u></p> <p><u>5. 当社は、お客様の持分が1株に達したときには、1株以上の整数株式に分割することとし、当該株式については本約款及び本サービスの適用を受けないものとします。</u></p> <p><u>第11条（配当金・増資・株式分割等諸権利処理）</u></p> <p><u>1. 共有株式に係る株式の配当金、権利交付金等の果実及び株式分割等諸権利で取得する株式（共有株式と同一の種類の株式に限る。）は、お客様に代って当社が受領のうえ、これを当該お客様の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、本取引アカウントに繰入れて預ります。預り金は、お客様の本取引アカウントに繰入れ後、第6条、第7条の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。</u></p> <p><u>2. 当社は、共有株式について新株予約権（共有株式と同一の種類の株式を目的とするものに限ります。以下同じ。）が付与された場合は、当該新株予約権を市場で換金できる場合に限り、これを当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、本取引アカウントに繰入れて預ります。お預り金は、お客様の本取引アカウントに繰入れ後、第6条、第7条の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。</u></p> <p><u>3. 当社は、共有株式について、株式、新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主優先募入に係る株主の権利及び新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主割当発行に係る株主の権利は行使しないものとしま</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
--	--------------------

<p>す。</p> <p>4. <u>第1項及び第2項において、再投資に係るお預り金は、円単位未満を切り捨てることにより確定いたします。</u></p> <p>5. <u>第1項及び第2項において、再投資に係るお預り金を本取引アカウントに繰入れたときに、当該各項前段に係る銘柄が積立プランの指定銘柄ではない場合あるいは積立プランが解約されている場合には、当社は当該お客様の当該銘柄について再投資を行わないものとします。</u></p> <p>6. <u>当社は、共有株式について株式併合や株式交換、株式移転、スピノフ（会社分割）等の新株が付与された場合は、お客様に代って当社が当該株式を受領し、これを当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し株式又は日本円で配分を行うものとします。</u></p> <p>7. <u>当社は、共有株式について、この条に規定のない権利等が付与される場合には、当社が適当と認める方法により処理いたします。</u></p>	
<p><u>第12条（本取引アカウント管理料）</u></p> <p>1. <u>本取引アカウント管理料は無料です。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>第13条（選定銘柄の除外）</u></p> <p>1. <u>選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当該選定除外銘柄の共有持分を有するお客様に通知するものとします。</u></p> <p><u>(1) 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による会社の更生、再生若しくは破産をすることとなったとき又は営業活動を停止したとき</u></p> <p><u>(2) 当該選定銘柄が上場廃止になったとき</u></p> <p><u>(3) 一定期間売買取引が成立しない等その他当社が必要と認めるとき</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

<p><u>(4) 当社の定める基準に該当しなくなったとき</u></p> <p><u>2. 前項の規定により選定銘柄が除外された場合には、原則として、第9条の規定に準じて速やかにお客様の当該選定銘柄に係る持分を換金のうゑ当該お客様の証券取引アカウントに日本円で支払うものとします。また、当該お客様の本取引アカウントに当該選定銘柄の買付けに係る払込金等があるときは、併せてお客様の証券取引アカウントに日本円で支払うものとします。</u></p> <p><u>第14条 (積立プランの解約等)</u></p> <p><u>1. お客様は、所定の手続きによって当社に積立プランの解約を申し出ることにより、当社のシステムメンテナンス時間等を除きいつでも積立プランを解約することができます。なお、毎営業日15時30分より前の時点までに受け付けた解約の申し出については当日の自動振替処理より適用され、15時30分以降に受け付けた解約の申し出は翌営業日より自動振替処理に適用するものとします。</u></p> <p><u>2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧客の積立プランを解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(1) お客様の払込金が引続き1ヵ年を超えて払込まれなかったとき</u></p> <p><u>(2) 積立プランの指定銘柄が第13条の規定に従い選定銘柄から除外されたとき</u></p> <p><u>(3) 当社が株式の累積投資業務を営むことができなくなったとき</u></p> <p><u>3. 本約款に基づく契約の解約については、「証券取引約款」第45条及び第47条を準用するものとします。</u></p> <p><u>第15条 (申込事項等の変更)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---------------------------------------

<p>1. <u>転居など申込事項に変更があったときは、お客様は、当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。</u></p>	
<p><u>第16条（その他）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>1. <u>当社は、本サービスに基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</u></p> <p>2. <u>お客様は、本サービスに係る持分ついて、他人に譲渡し又は担保に差入れる等一切の処分をすることはできません。</u></p> <p>3. <u>当社は、第2条（本サービスの利用）の規定に従い、お客様に対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取扱うことができるものとします。</u></p>	
<p><u>第17条（合意管轄）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>1. <u>本約款の合意管轄については、「証券取引約款」第54条を準用するものとします。</u></p>	
<p><u>第18条（約款の変更）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>1. <u>本約款の変更については、「証券取引約款」第52条を準用するものとします。</u></p>	
<p style="text-align: right;"><u>以上</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和8年4月5日 制定</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>

<p style="text-align: center;">非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款 (第1条～第5条の2 省略)</p> <p>第5条の3 (株式累積投資の取扱い)</p> <p>1. 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定内の株式累積投資は、原則として株式累積投資約款及び外国株式累積投資約款に基づきます。 (以下、省略)</p> <p>(第5条の4～第15条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>令和8年4月5日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (内容省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款 (第1条～第5条の2 省略)</p> <p>第5条の3 (株式累積投資の取扱い)</p> <p>1. 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定内の株式累積投資は、原則として株式累積投資約款に基づきます。 (以下、省略)</p> <p>(第5条の4～第15条 省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (内容省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---